

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月3日
【会社名】	アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社
【英訳名】	Accounting SaaS Japan Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森崎利直
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目20番13号
【電話番号】	03(5366)1515
【事務連絡者氏名】	財務部課長 和田弘史
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目20番13号
【電話番号】	03(5366)1515
【事務連絡者氏名】	財務部課長 和田弘史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	120株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります(注2)。なお、単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1. 本第三者割当増資は、平成25年7月2日（火）開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の発行する普通株式は、定款第8条で会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の譲渡又は取得については取締役会の承認を要します。
3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式についての定めを定款に定めております。A種優先株式を有する株主は、株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有しております。なお、A種優先株式については譲渡又は取得の制限を定めておりません。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	120	3,000,000	1,500,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	120	3,000,000	1,500,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
25,000	12,500	1株	自平成25年7月19日 至平成25年7月20日	-	平成25年7月22日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅致します。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
4. 申込方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込み、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社 総務部	東京都新宿区新宿一丁目20番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,000,000	290,500	2,709,500

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内容は、登記費用及び有価証券届出書作成費用になります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,709千円につきましては、平成25年4月～平成26年1月にかけて開発を予定しているソフトウェア（税務会計システム）の開発費用の支払に全額充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
ソフトウェア(税務会計システム)の開発費用(注)	2,709	平成25年7月～8月

(注) 現在開発中のソフトウェア（税務会計システム）のうち、当社の会員である会計事務所が顧問先の資産税申告を受託する際に使用するシステムの開発費用（資産税申告書システム）に充当する予定であります。当該資産税申告書システムの開発総額は10,800千円となっております。

なお、設備計画の内容につきましては、本有価証券届出書提出日現在（ただし、投資予定額の既支払額については、平成25年1月31日現在）以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都新宿区)	会計事務所向 け事業	ソフトウェア (標準開発)	180,200	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年10月
		ソフトウェア (財務開発)	60,540	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年1月
		ソフトウェア (税務会計システム)	64,725	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年1月
		ソフトウェア (付常開発)	7,320	-	第三者割当増資	平成25年4月	平成26年1月
合計			312,785	-	-	-	-

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2 上記投資額には、研究開発費の金額を含んでおります。
3 上記「投資予定額」、「資金調達方法」の下線箇所に今回の新規発行による手取金を充当致します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定 先の概要	氏名	中尾 健一
	住所	神奈川県横浜市青葉区
	職業の内容	当社役員
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	60株
	人事関係	当社常務取締役
	資金関係	当社に対する金銭貸付2,000千円
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒に再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されました。このような背景の中で、当社取締役会は設立の目的等を勘案し、経営基盤強化を図るために割当先を検討していたところ、当社常務取締役中尾健一より、過去34回の第三者割当増資により同氏の出資比率が相対的に低下してきたため、その任を勘案しての出資への強い意向がありました。また、同氏は、当社の設立当初より当社システム開発担当の常務取締役の任にあり、会計事務所とともにシステムの開発に携わってきました。同氏はこのように当社システム開発において重要な役割を担っており、その意向及びその任を勘案し、今回その比率を高め、経営基盤強化を図るべく割当予定先として選定致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

中尾 健一 当社普通株式 120株

e. 株券等の保有方針

当社は割当予定先が取得する予定の株式については譲渡を制限しており、譲渡に当たっては取締役会の承認が必要となっておりますが、割当予定先である当社常務取締役中尾健一は、当社株式の保有方針について、更なる経営基盤強化の目的から、長期継続的に保有する意向であることを口頭により受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本件の第三者割当による新株式の発行に係る払込みについては、割当予定先より自己資金を充当する旨の報告を受けており、払込期日に全額払い込むことの確約を口頭でいただいております。また、払込資金については、割当予定先の預金残高を確認した結果、当社は割当予定先が払込みに要する財産を保有していると判断致しました。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が

特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関（日経メディア マーケティング株式会社）のデータ（全国新聞紙・地方新聞紙56紙他を対象）を過去に遡って個別に検索調査したところ、当該割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係はないことを確認致しました。

上記に加え、中尾健一氏は当社の設立当初より当社システム開発担当の常務取締役の任にあります。このような客観的事実から、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と一切関係はないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式の発行により割当予定先が取得する普通株式については定款第8条において譲渡を制限しており、譲渡に当たっては取締役会の承認が必要となります。

3【発行条件に関する事項】

本新株式1株の発行価格は25,000円と致しました。当社は非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないため、また、システム構築中であること等を考慮して第三者評価機関である株式会社エスネットワークス（所在地：東京都港区赤坂2-17-22、資本金5億6,700万円、代表者 公認会計士・税理士 須原伸太郎）に当社の株式価値の評価を依頼し、株式価値評価報告書を取得しております。同社は、企業価値評価の手法である時価純資産額法及びDCF法の折衷法を用いて当社の株式1株当たり株価を算定しました。

企業価値評価の方法には、時価純資産額法及びDCF法の他に類似公開会社法が考えられますが、各評価方法を株式会社エスネットワークスは各々下記のように評価致しました。

- (1) 時価純資産額法及びDCF法の折衷法を用いた理由は、創業以来、4期連続して、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過の状態が継続しており、営業キャッシュ・フローについてもマイナスが継続しております。このような状況を鑑み、継続企業の前提とするDCF法での評価のみよりは、ストックベースで評価を行う時価純資産額法も取り入れた方が、保守主義の観点からは優れているものと判断したためであります。
- (2) 類似公開会社法は、公開している類似会社の株価に基づく倍率を算定し、当該倍率に関連した評価対象会社の財務数値に当該倍率を乗じることにより、評価額を算定する方法であります。当社は主として会計事務所及び顧問先企業向けのシステムの企画・開発、サービスの提供を主な事業としており、評価基準日においてビジネスの内容が類似もしくは近似している公開会社が少数であるため、本手法は採用致しませんでした。

なお、具体的な選定理由は以下のとおりであります。

- (1) 会社の営む事業を対象とした利益計画を基礎とすることにより、実態に近い個別の株式価値評価が可能であるため。
- (2) 営業の将来性を加味することができ、時間的なリスクについても評価要素に加えることが可能であるため多角的な視野に立った評価が可能と考えられるため。
- (3) キャッシュ・フローに基づいて算定されるため、会計上の利益のように将来の会計処理の変更による影響を受けないため。
- (4) 時価純資産額法は一定時点の企業の時価純資産を基に評価額を算出するものであり、客観性に優れているため。

以上の理由から、時価純資産額法及びDCF法の折衷法を採用した当社の株式価値の評価を行い、その結果、算定された算定価値は、1株当たり20,507円から27,604円（平成25年3月11日算定）となりました。

当社は、取締役会において、当該発行価格による本件増資の実行について、上記の算定価値を参考にして審議を行い、

- ・当社が、本件増資を実行する必要性
- ・割当先への本件増資の実行が、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上に資すると考えられること

- ・平成25年5月1日の第三者割当による普通株式の発行価額が、25,000円であること
- ・平成25年6月25日の第三者割当によるA種優先株式の発行価額が、25,000円であること

などの理由から、本件増資は、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができるものであり、当該発行価格による本件増資の実行には合理性があると判断しております。

また、平成25年3月29日開催の臨時株主総会において、（1）募集株式：普通株式、（2）募集株式の上限：10,000株、（3）払込金額の下限：普通株式1株につき25,000円、（4）払込期日：平成25年4月より平成26年3月の1年間。詳細は取締役の決定による、（5）募集事項の決定の委任：上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に関する細目事項については、取締役の決議により決定するを、特別決議による承認を得ており、平成25年6月10日開催の臨時株主総会においては、（1）募集株式：A種優先株式、（2）募集株式の上限：27,000株、（3）払込金額の下限：A種優先株式1株につき25,000円、（4）払込期日：平成25年6月より平成26年5月の1年間。詳細は取締役会の決議による、（5）募集事項の決定の委任：上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項に関する細目事項については、取締役会の決議により決定するを、特別決議による承認を得ております。

なお、大会社への移行に伴い、当社は、平成25年4月26日開催の定時株主総会において、定款一部変更を決議し、普通株式の払込期間の詳細及び募集事項の決定の委任については取締役会の決定によることに変更されております。

上記に至った取締役会の判断の妥当性について、当社から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。具体的には、光樹法律会計事務所 当社顧問弁護士の森利明氏より意見入手致しました。また、当社と森氏の間には、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（いずれも、平成18年10月17日企業会計基準委員会）により、開示すべき取引関係はありません。したがって、当社と森氏の間は一定の独立性が確保されているものと判断しております。なお、森氏からは、本第三者割当増資について、希薄化率、発行価格、割当先の選定及び資金使途などを総合的に検討して頂いた結果、平成23年3月度より有料によるシステムのサービスインが開始されたが、予定された全ての開発が完了していない為、売上の予測は難しく、債務超過の財務内容での金融機関からの資金調達が困難であること 平成25年3月29日開催 臨時株主総会にて、1株につき金25,000円で発行することを特別決議による承認を得ていること 計画どおりにシステム開発を進めることが会員のニーズに合致していること 当社が会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒に再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されたこと、などから本第三者割当増資の必要性及び相当性には問題がなく、取締役会の判断は妥当であるとの意見を入手しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する予定の新株式120株（議決権の数は120個）に、本有価証券届出書の提出日前6か月以内に行われた第三者割当による普通株式の増資（平成25年3月、60個、同年5月、3,966個）、第三者割当によるA種優先株式の増資（平成25年6月、15,000個）により割り当てられた株式に係る議決権の数（当社普通株式4,026株に係る議決権4,026個、A種優先株式15,000株に係る議決権15,000個、以下「加算議決権数」といいます。）を加えた数を、本届出書提出日（平成25年7月3日）現在の当社の総株主の議決権数（32,896個）から加算議決権数19,026個控除した数（13,870個）で除した割合は、138.04%となります。これは、本新株式の発行が、最近日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株式の発行であることを示しております。なお、当該大規模な第三者割当の方法による新株式の発行理由につきましては、後記「大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式 数（株）	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 （％）	割当後の 所有株式 数（株）	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合（％）
グリーベンチャ 株 式会社	東京都港区六本木 6 丁目10 番1号	8,000	24.32	8,000	24.23
M I C イノベーショ ン 3 号投資事業有限 責任組合	東京都港区赤坂一丁目11番 28号	4,000	12.16	4,000	12.12
株式会社セールス フォース・ドットコ ム	東京都港区六本木 6 丁目10 番1号 六本木ヒルズ森タ ワー39階私書箱178号	3,000	9.12	3,000	9.09
森崎 利直	神奈川県横浜市青葉区	480	1.46	480	1.46
浅野 芳郎	岐阜県羽島市	310	0.94	310	0.94
中川 修一郎	愛知県岡崎市	250	0.76	250	0.76
小早川 隆幸	広島県広島市中区	240	0.73	240	0.73
石橋 元次	愛知県豊橋市	240	0.73	240	0.73
株式会社アスリート	愛知県名古屋市名村区名駅 5-27-13	220	0.67	220	0.67
森 明正	神奈川県横浜市戸塚区	220	0.67	220	0.67
中尾 健一	神奈川県横浜市青葉区	60	0.18	180	0.55
計	-	17,020	51.74	17,140	51.91

(注) 1 上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、平成25年7月3日現在の総議決権数32,896個であります。また、割当後の総議決権数は33,016個であります。

- 2 グリーベンチャ 株式会社の所有株式は、A種優先株式です。
- 3 M I C イノベーション 3 号投資事業有限責任組合の所有株式は、A種優先株式です。
- 4 株式会社セールスフォース・ドットコム所有株式は、A種優先株式です。
- 5 A種優先株式は、株主総会において1株につき1個の議決権を有します。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響について

での取締役会の判断の内容

当社は、平成21年6月の創業以来、システムの開発に全力を挙げて取り組んできました。当社は、平成24年5月度までに会計事務所が日常使用する財務、税務の主たるシステムの開発を行い、平成25年1月度までには、既にリリースしたシステムの機能の追加、使い勝手の改善、不具合の修正を行ってきました。平成25年6月25日にA種優先株式発行により3億7,500万円調達をしましたが、ソフトウェア開発に加え、将来を見据えたデータセンターの移管費用、カスタマーサポート部門の充実、新規会員獲得に向けた販売促進費用等に多額の費用が発生する為、今後も資金の需要が引き続き発生することになります。

ソフトウェア開発状況においては、資産税、特殊法人等のシステム開発が未だ積み残しとなっており、当初の事業計画で予定された全ての開発が完了するに至っておりません。

当社が大規模な第三者割当を必要とする理由は、平成25年4月～平成26年10月までに要する開発資金の確保ためであります。

その開発スケジュールは以下の通りであります。

標準化開発：これまでに開発したSaaS技術による開発標準化（システム標準、DB標準、プログラム標準及びテスト標準等の標準化）を行い、基幹業務である財務、税務会計のシステムインフラの構築の維持向上を行います。

財務会計

システム：平成25年4月～平成26年1月にかけて、特殊法人、経営計画等の開発予定しております。また、これまでに開発をした財務会計システム（会計事務所、顧問先情報の設定、財務入力、仕訳表示、帳票印刷及び決算処理、給与計算、社会保険算定）の機能の追加、使い勝手の改善、不具合の修正を行う予定であります。

税務会計

システム：平成25年4月～平成26年1月にかけて、積み残しになっている資産税申告システム（相続税申告書、贈与税申告書及び財産評価）の開発を行います。また、これまでに開発をした税務会計システム（消費税申告書、法人税申告書、減価償却、勘定科目内訳書、事業概況説明書、税務代理書面、電子申告、所得税申告書、青色申告決算書、収支内訳計算書）に関して、税制改正等に対応するため、併行してシステム開発を行います。

付帯システム：平成25年4月～平成26年1月にかけて、会計事務所が使用する報酬管理、工数管理等の開発を予定しております。

(注) SaaS技術（Software as a Serviceの略）とは、クラウドコンピューティングの仕組みを使って、インターネット経由でソフトウェアを提供するサービスのことであり、「クラウドコンピューティング」とは、ユーザーが遠隔地のデータセンターにあるソフトウェアをインターネット経由で利用して処理するコンピュータ技術のことであります。

資金確保に当たっては、(1) 平成23年3月度より有料によるシステムのサービスインが開始されましたが、予定された全ての開発が完了していない為、売上の予測は難しく、債務超過の財務内容での金融機関からの資金調達が困難であること(2) 株主の大半が利用してきたエンジェル税制の適用が、平成24年5月末で創業3年以内という条件から外れるため、その後は適用出来なくなり、出資会員制度による新規出資会員の獲得が難しいことなどを勘案し、当社取締役会は、経営基盤強化を目的とした当社取締役への第三者割当による新株式の発行により調達することを決定致しました。

また、本第三者割当増資により発行する予定の新株式120株（議決権の数は120個）に、本有価証券届出書の提出日前6か月以内に行われた第三者割当による普通株式の増資（平成25年3月、60個、同年5月、3,966個）、第三者割当によるA種優先株式の増資（平成25年6月、15,000個）により割り当てられた株式に係る議決権の数（普通株式4,026株に係る議決権4,026個、A種優先株式15,000株に係る議決権15,000個、以下「加算議決権数」といいます。）を加えた数を、本届出書提出日（平成25年7月3日）現在の当社の総株主の議決権数（32,896個）から加算議決権数19,026個控除した数（13,870個）で除した割合は、138.04%となります。これは、本新株式の発行が、最近日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株式の発行であることを示しております。

しかしながら、当社取締役会は、今回の資金調達は、現在開発を進めているシステムの完成に向けて必要不可欠なものであり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、当社の事業基盤の安定、事業の成功のための合理的な規模での発行であると考えております。

当社が会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒にあって再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されたことから、割当先が当社取締役であることは設立の趣旨にも沿っており、以上の判断は既存の株主価値を毀損するものでは無いと判断致しました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件増資は、希薄化率が25%以上となることから、(1)経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当に係る株主総会の決議などによる株主の意思確認、のいずれかの対応が、必要と考えました。

従いまして、当社は平成25年3月29日に臨時株主総会を開催し、本件増資による資金調達の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただき、普通株式1株につき25,000円、募集株式の上限：10,000株、払込期日：平成25年4月より平成26年3月の一年間、とすることを特別決議による承認を得ました。平成25年6月10日開催の臨時株主総会においては、A種優先株式1株につき25,000円、募集株式の上限として27,000株、払込期日：平成25年6月より平成26年5月の一年間、とすることを特別決議による承認を得ました。

以上により、当社常務取締役中尾健一に対する発行価格25,000円による大規模な第三者割当による新株式の発行により調達することを平成25年7月2日、決定しました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第4期（自平成24年2月1日至平成25年1月31日）有価証券報告書の提出日（平成25年4月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書（平成25年7月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の第4期（自平成24年2月1日至平成25年1月31日）有価証券報告書に記載された資本金の額は、当該有価証券報告書の提出日（平成25年4月26日）以後本有価証券届出書提出日（平成25年7月3日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成25年5月1日 (注)1	49,575	563,075	49,575	232,575
平成25年6月25日 (注)2	187,500	750,575	187,500	420,075

(注) 1. 有償第三者割当（普通株式）

発行価格25,000円 資本組入額12,500円 割当先は出資会員他118名であります。

2. 有償第三者割当（A種優先株式）

発行価格25,000円 資本組入額12,500円 割当先は事業会社1社及びベンチャーキャピタル会社2社であります。

3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第4期（自平成24年2月1日至平成25年1月31日）有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年6月14日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成25年6月10日開催の当社取締役会において、平成25年6月10日開催の当社臨時株主総会における、A種優先株式の発行に必要な定款変更議案及び第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行に係る議案が特別決議による承認を得たことにより、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行することを決議致しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

1. 有価証券の種類及び銘柄

アカウンティング・ソース・ジャパン株式会社A種優先株式「以下（本A種優先株式）という。」

2. 発行数（募集株式数）

A種優先株式 15,000株

3. 発行価格（払込金額）及び資本組入額

発行価格（払込金額） 1株につき25,000円

資本組入額 1株につき12,500円

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 375,000,000円

資本組入額の総額 187,500,000円

5. 株式の内容

本A種優先株式の内容は、以下のとおりです。

(1) 議決権

株主総会の議決権

本A種優先株式を有する株主（以下「本A種優先株主」という。）は、株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

種類株主総会の決議方法

(a) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(b) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない、以下同じ。）を分配する時は、A種優先株式を有する株主またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、最終の株主名簿に記載されまたは記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額の1倍相当額にA種優先株式1株当たりの未払配当金を加えた金額（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を支払う。A種優先残余財産分配金が支払われた後に残余財産があるときは、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。

(3) 株式の併合または分割、株主割当てにおける調整額の算定

株式の分割が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \frac{\text{分割による増加A種優先株式数}}{\text{分割後のA種優先株式数}}$$

株式の併合が行われた場合には、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額（1円未満は切り捨てる。）を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \text{併合による減少A種優先株式数}}{\text{併合後のA種優先株式数}}$$

株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えて株式の発行または処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、その都度、A種優先残余財産分配金は、次式によって算定された調整額を控除した額（1円未満は切り捨てる。）とする。下記算式の「A種優先株式当初払込金額」とは、金25,000円をいうものとし、本項目に基づきA種優先残余財産分配金が調整された場合には、それに準じて調整されるものとする。「既発行のA種優先株式数」からは、当該発行または処分の時点における当社が保有する自己株式の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新規発行のA種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たりのA種優先残余財産分配金} \times \left(\frac{\text{新規発行のA種優先株式数} \times \left(\frac{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額} - \text{1株当たり新規発行のA種優先株式払込金額}}{\text{1株当たりA種優先株式当初払込金額}} \right)}{\text{既発行のA種優先株式数} + \text{新規発行のA種優先株式数}} \right)}{\text{既発行のA種優先株式数} + \text{新規発行のA種優先株式数}}$$

（4）取得請求権

1 普通株式の交付と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、下記の条件に従って、A種優先株式1株につき、以下に定めるところにより算出される数の当会社の普通株式の交付と引換えにA種優先株式を取得することを請求することができる。

2 当初取得価額および取得価額の調整

（イ）当初取得価額

当初取得価額は、金25,000円とする。

（ロ）取得価額の調整

A種優先株式発行後、A種優先株式の当初取得価額（取得価額が調整された場合は調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（但し、当会社の普通株式の交付と引換えに取得されもしくは取得させることができる証券もしくは権利、当会社の普通株式と転換されもしくは転換することができる証券もしくは権利または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換または行使による場合を除く。）には、かかる普通株式の発行または処分における払込金額相当額をもって調整後の取得価額とするものとし、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

A種優先株式発行後、株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、取得価額を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（1円未満は切り捨てる。）ものとし、調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て（普通株主に普通株式の無償割当てをするときにA種優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。）については、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、または、基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{新発行・処分株式数} \times \text{新発行} \\ & & & & \text{・処分における1株当たりの払} \\ & & & & \text{込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & \text{普通株式数} \\ & & & & + \\ & & & & \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \end{array}$$

上記に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、上記に準じて取得価額を調整する。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により取得価額の調整を必要とするとき。
- b. その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、または、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

- (八) 上記(ロ)により取得価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、修正前または調整前の取得価額、修正後または調整後の取得価額ならびにその適用の日その他必要な事項をA種優先株主に通知する。但し、上記(ロ) b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、以下の通りとする。但し、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を上限とする。

$$\begin{array}{rcccl} & & & & \text{A種優先株主が取得請求を行った} \\ & & & & \text{A種優先株式の払込金額の総額} \\ \text{取得と引換えに交付すべき} & & & & \\ \text{普通株式数} & = & & & \frac{\text{取得価額}}{\text{取得価額}} \end{array}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金25,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には適切に調節される。交付すべき普通株式数の算出に当

たつて1株に満たない端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 取得請求受付場所

東京都新宿区新宿一丁目20番13号
アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社

3 取得請求権の行使期間

平成25年6月11日以降、何時でも、第1項の取得請求を行うことができる。

(5) 取得条項

当社は、当社の普通株式を金融商品取引所に上場申請することを取締役会において決議し、かつ、当社の株式公開に関する主幹事証券会社から要請された場合に、かかる日以降1ヶ月間で取締役会が定める日（以下「一斉取得日」という。）に、A種優先株式を取得し、これと引換えに、当社が取得するA種優先株式の当初払込金額の総額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付することができる。なお、一斉取得日に先立ち、上記(4)・2(ロ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額は上記(4)・2(ロ)に準じて調整される。上記の交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(6) 株式の併合または分割、株主割当て

株式の併合または分割を行うときは、普通株式およびA種優先株式ごとに、同時に同一の比率でこれを行う。

株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主には、A種優先株式またはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てまたはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(7) 議決権

A種優先株主は、当社の株主総会において1株につき1個の議決権を有する。

6. 発行方法

第三者割当の方法により、本A種優先株式を、以下のとおり割り当てます。

株式会社セールスフォース・ドットコム	3,000株
グリーベンチャーズ株式会社	8,000株
MI C イノベーション3号投資事業有限責任組合	4,000株

7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

8. 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

9. 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	375,000,000円
発行諸費用の概算額	10,450,000円
差引手取概算額	364,550,000円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用及び弁護士費用及びアドバイザー費用です。

(2) 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額の具体的使途は、下記の内容を予定しております。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
当社の会員である会計事務所が、顧問先の税務申告を受託する際に使用するシステムの開発費用に充当する予定であります。	303,785	平成25年6月～平成26年10月
営業活動のための運転資金	71,215	平成25年6月～平成26年10月

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 上記投資額には、研究開発費の金額を含んでおります。

10. 新規発行年月日（払込期日）

平成25年6月25日

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

12. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

該当事項はありません。

13. 当該有価証券に係る金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

14. 保有期間その他の当該株式、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の保有に関する事項
 についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、割当先の本A種優先株式の保有方針については、下記15.(4)をご参照下さい。

15. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当先の状況

割当先の概要	名称	株式会社セールスフォース・ドットコム
	本店の所在地	東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー39 階私書箱178号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 宇陀栄次
	資本金	400百万円
	事業の内容	ソーシャルテクノロジーを企業で活用するためのクラウドアプリケーション 及び プラットフォームの提供
	主たる出資者及びその出資比率	米国セールスフォース・ドットコム 100%
当社と割当先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資本関係	該当事項はありません。
	技術関係及び取引関係	該当事項はありません。

割当先の概要	名称	グリーベンチャーズ株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木6丁目10番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 青柳直樹 代表取締役社長 天野雄介
	資本金	100百万円
	事業の内容	ベンチャーキャピタル事業
	主たる出資者及びその出資比率	グリー株式会社 100%
当社と割当先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資本関係	該当事項はありません。
	技術関係及び取引関係	該当事項はありません。

名称	M I C イノベーション 3 号投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区赤坂一丁目11番28号 常和赤坂1丁目ビル8階	
出資金総額	6,000,000,000円	
組成目的	無限責任組合員であるモバイル・インターネットキャピタル株式会社を介して、普通株式、優先株式及び新株予約権を取得し、これらを保有して、投下資本を増加させ回収することを目的とし、平成23年7月26日付で組成されました。	
主たる出資者及びその出資比率	出資比率、並びに名称については、投資事業有限責任組合契約の秘密保持に関する規定により、無限責任組合員が有限責任組合員に対して守秘義務を負っているため、開示は差し控えさせていただいております。	
業務執行組合員等に関する事項	名称	モバイル・インターネットキャピタル株式会社
	本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目11番28号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 勝又幹英
	資本金	100百万円
	事業の内容	ファンドの財産の運用及び管理
主たる出資者及びその出資比率	株式会社N T T ドコモ 30% 株式会社インターネット総合研究所 30% みずほ証券株式会社 30% MIC役職員持株投資事業組合 10%	

(注) モバイル・インターネットキャピタル株式会社は、M I C イノベーション 3 号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、M I C イノベーション 3 号投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約上、組合財産の投資、運用、管理及び処分に関する事項は、無限責任組合員たるモバイル・インターネットキャピタル株式会社の裁量により行われるものとされています。

なお、モバイル・インターネットキャピタル株式会社は、平成19年12月10日付けで関東財務局に対し適格機関投資家等特例業務に関する届出をしております。

(2) 割当先の選定理由

当社は会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒に再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されました。このような背景の中で、過去33回の第三者割当増資は、出資会員および出資会員の会員事務所職員で、当社の資金調達目的についてご理解をいただき、引受けの意思の確認をさせていただいた職員等を割当予定先として選定しておりましたが、最終段階に入ったシステム開発費用と将来を見据えたデータセンターの移管費用、そして移行作業をスムーズに進めるためのカスタマサポート部門の充実、新規会員獲得に向けた販売促進費の拡大等、未だに多額な先行投資が必要な状態にあります。

当社としましては、当社の事業内容、経営方針及び経営状態について十分な理解があり、その上で出資をして頂ける投資家を第一に考えて参りました。そのような中で、その資金の手当先として、株式会社セールスフォース・ドットコム、グリーベンチャーズ株式会社、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社を募集株式の割当先として引受に応じていただけることになり、本A種優先株式を発行することに致しました。

割当先である株式会社セールスフォース・ドットコムは、世界的なクラウド企業でもあり、中長期的な観点から企業価値および株主価値の向上に資すると見込まれること、salesforce.comプラットフォーム（Heroku, Force.com）上でのアプリケーション開発することにより、より強固なデータ保全が可能になります。

割当先であるグリーベンチャーズ株式会社及び、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 モバイル・インターネットキャピタル株式会社は、当社の事業内容、経営方針及び経営状態について十分な理解があり、高度な専門性と密接なビジネスネットワークを形成している企業であります。同社は上場企業の関連会社であるという点で、会社としての信頼性があると認められます。また、同社は、当社が現在開発しているクラウドコンピューティングによるシステム開発に関し知見を有していることから、当社の企業理念、設立の目的及びシステム開発の方向性に対し、中期的観点から理解した上で当社に出資を行うことが可能であると判断し、各割当先に対して本A種優先株式を発行することに致しました。

(3) 割り当てする株式の数

株式会社セールスフォース・ドットコム	本A種優先株式 3,000株
グリーベンチャーズ株式会社	本A種優先株式 8,000株
MICイノベーション3号投資事業有限責任組合	本A種優先株式 4,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、当社の事業の理念と確実性を高く評価し、当社企業価値の向上と株式価値の最大化を目指す事で得られるキャピタルゲインの獲得（当社株式売却時における投資資金の回収）を目的に保有する方針であることを確認しております。また、当社株式を中長期の保有を要請しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

各割当先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ております。

(6) 割当先の実態

割当先である株式会社セールスフォース・ドットコムは、親会社である米国セールスフォース・ドットコムが、ニューヨーク証券取引所に上場している会社であり、グリーベンチャーズ株式会社は、株主

であるグリー株式会社が、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場している会社です。また、M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合は、本第三者割当増資に係る投資権限について、無限責任組合員であるモバイル・インターネットキャピタル株式会社が当社株式への新規投資、組合財産の管理及び処分にかかわる権利を有していることを確認しております。

また、各割当先が特定団体等と一切関係がないことはヒアリング等を通じて確認し、第三者機関（日経メディアマーケティング株式会社）のデータ（全国新聞紙・地方新聞紙56紙を対象）を過去に遡って個別に検索調査したところ、特定団体等との関連は認められませんでした。

(7) 株券等の譲渡制限

普通株式 定款において譲渡を制限しており、譲渡に当たっては取締役会の承認が必要となります。

本A種優先株式 該当事項はありません。

(8) 発行条件に関する事項

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社の現状における資金需要としては、最終段階に入ったシステム開発費用と将来を見据えたデータセンターの移管費用、そして移行作業をスムーズに進めるためのカスタマサポート部門の充実、新規会員獲得に向けた販売促進費の拡大等、未だに多額な先行投資が必要な状態にあります。

本A種優先株式払込金額につきましては、割当先から、当社の事業計画の内容の精査を含む当社に対するデュー・デリジェンスの結果を踏まえて、最終的に払込金額を1株25,000円とする旨の提案を受けました。当社は、財務体質・事業基盤の強化および成長資金の確保を迅速に実現することが必要不可欠であるとの認識のもと、当社が必要とする多額の資金を一括して充足できる割当先が限られていること等を勘案し、その提案について、検討・交渉を重ねてまいりました。その結果、他の候補先からの出資提案との比較優位性、将来の飛躍的な発展のために十分な成長資金を確保かつ迅速に調達する必要性、割当先の株式会社セールスフォース・ドットコムは世界的なクラウド企業でもあり、本A種優先株式発行による第三者割当増資の実施が、中長期的な観点からは、企業価値および株主価値の向上に資すると見込まれることを考慮すると、当該払込金額25,000円は当社にとって一定の合理性を有すること等を総合的に勘案した結果、既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができるものであり、合理性があるものと判断いたしました。

なお、当社は、本A種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、当社及び各割当先から独立した第三者算定期間である株式会社エスネットワークス（所在地：東京都港区赤坂2-17-22、資本金5億6,700万円、代表者 公認会計士・税理士 須原伸太郎）に当社の株式価値の評価を依頼し、株式価値評価報告書を取得しております。同社は、企業価値評価の手法である時価純資産額法及びDCF法の折衷法を用いて当社の株式1株当たり株価を算定しました。

企業価値評価の方法には、時価純資産額法及びDCF法の他に類似公開会社法が考えられますが、各評価方法を株式会社エスネットワークスは各々下記のように評価致しました。

- (a)時価純資産額法及びDCF法の折衷法を用いた理由は、創業以来、4期連続して、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過の状態が継続しており、営業キャッシュ・フローについてもマイナスが継続しております。このような状況を鑑み、継続企業の前提とするDCF法での評価のみよりは、ストックベースで評価を行う時価純資産額法も取り入れた方が、保守主義の観点からは優れているものと判断したためであります。

(b)類似公開会社法は、公開している類似会社の株価に基づく倍率を算定し、当該倍率に関連した評価対象会社の財務数値に当該倍率を乗じることにより、評価額を算定する方法であります。当社は主として会計事務所及び顧問先企業向けのシステムの企画・開発、サービスの提供を主な事業としており、評価基準日においてビジネスの内容が類似もしくは近似している公開会社が少数であるため、本手法は採用致しませんでした。

なお、具体的な選定理由は以下のとおりであります。

- a 会社の営む事業を対象とした利益計画を基礎とすることにより、実態に近い個別の株式価値評価が可能であるため。
- b 営業の将来性を加味することができ、時間的ナリスクについても評価要素に加えることが可能であるため多角的な視野に立った評価が可能と考えられるため。
- c キャッシュ・フローに基づいて算定されるため、会計上の利益のように将来の会計処理の変更による影響を受けないため。
- d 時価純資産額法は一定時点の企業の時価純資産を基に評価額を算出するものであり、客観性に優れているため。

以上の理由から、時価純資産額法及びDCF法の折衷法を採用した当社の株式価値の評価を行い、その結果、算定された算定価値（1株当たり20,507円から27,604円）（平成25年3月11日算定）及び平成25年5月1日に実施した第三者割当増資における発行価格が1株当たり25,000円であることを勘案し、本A種優先株式1株の払込金額を25,000円と致しました。

上記に至った取締役会の判断の妥当性について、当社から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。具体的には、光樹法律会計事務所 当社顧問弁護士の森利明氏より意見入手致しました。また、当社と森氏との間には、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（いずれも、平成18年10月17日企業会計基準委員会）により、開示すべき取引関係はありません。したがって、当社と森氏との間には一定の独立性が確保されているものと判断しております。

なお、森氏からは、本第三者割当増資について、希薄化率、発行価格、割当先の選定及び資金用途などを総合的に検討して頂いた結果、平成23年3月度より有料によるシステムのサービスインが開始されたが、予定された全ての開発が完了していない為、売上の予測は難しく、債務超過の財務内容での金融機関からの資金調達に困難であること、平成25年3月29日開催 臨時株主総会にて、1株につき金25,000円で発行することを特別決議による承認を得ていること、計画どおりにシステム開発を進めることが会員のニーズに合致していること、当社が会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒に再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されたこと、などから本第三者割当増資の必要性及び相当性には問題がなく、取締役会の判断は妥当であるとの意見を入手しております。

(9) 大規模な第三者割当に関する事項

本第三者割当増資により発行する本A種優先株式15,000株（議決権の数は15,000個）に、本臨時報告書の提出日前6か月以内に行われた第三者割当増資（平成25年3月、60個、同年5月、3,966個）により割り当てられた株式に係る議決権の数（当社普通株式4,026株に係る議決権4,026個、以下「加算議決権数」といいます。）を加えた数を、平成25年6月14日現在の当社の総株主の議決権数（17,896個）から加算議決権数4,026個控除した数（13,870個）で除した割合は、137.174%となり

ます。これは、本A種優先株式の発行が、最近日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株式の発行であることを示しております。なお、当該大規模な第三者割当の方法による新株式の発行理由につきましては、後記「大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりであります。

(10) 第三者割当後の大株主の状況

a. 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式 数（株）	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 （％）	割当後の 所有株式 数（株）	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合（％）
森崎 利直	神奈川県横浜市青葉区	480	2.68	480	1.46
浅野 芳郎	岐阜県羽島市	310	1.73	310	0.94
中川 修一郎	愛知県岡崎市	250	1.40	250	0.76
小早川 隆幸	広島県広島市中区	240	1.34	240	0.73
石橋 元次	愛知県豊橋市	240	1.34	240	0.73
株式会社アスリート	愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13	220	1.23	220	0.67
森 明正	神奈川県横浜市戸塚区	220	1.23	220	0.67
谷口 英春	大阪府茨木市	160	0.89	160	0.49
菅原 秀一	東京都三鷹市	140	0.78	140	0.43
田中 輝彦	山口県周南市	130	0.73	130	0.40
小田 達也	岡山県岡山市南区	130	0.73	130	0.40
計	-	2,520	14.08	2,520	7.66

(注) 1 上記大株主の状況における総議決権数に対する所有議決権数の割合の計算の基礎となる総議決権数は、平成25年6月14日現在の総議決権数17,896個であります。また、割当後の総議決権数は32,896個であります。

2 本A種優先株式は、株主総会において1株につき1個の議決権を有します。

b. 本A種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式 数（株）	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 （％）	割当後の 所有株式 数（株）	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合（％）
グリーンベンチャ 株式会社	東京都港区六本木6丁目10 番1号	-	-	8,000	24.32
M I C イノベー ション3号投資事 業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目11番 28号	-	-	4,000	12.16
株式会社セールス フォース・ドット コム	東京都港区六本木6丁目10 番1号 六本木ヒルズ森タ ワー39階私書箱178号	-	-	3,000	9.12
計	-	-	-	15,000	45.60

(11) 大規模な第三者割当の必要性

a. 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、平成21年6月の創業以来、システムの開発に全力を挙げて取り組んできました。当社は、平成24年5月度までに会計事務所が日常使用する財務、税務の主たるシステムの開発を行い、平成25年1月度までには、既にリリースしたシステムの機能の追加、使い勝手の改善、不具合の修正を行ってきました。現状においては、資産税、特殊法人等のシステム開発が未だ積み残しとなっており、当初の事業計画で予定された全ての開発が完了するに至っておりません。従って平成25年4月以降も多額な開発資金の需要が引き続き発生をすることになります。

当社が大規模な第三者割当を必要とする理由は、平成25年4月～平成26年10月までに要する開発資金の確保ためであります。

その開発スケジュールは以下の通りであります。

標準化開発：これまでに開発したSaaS技術による開発標準化（システム標準、DB標準、プログラム標準及びテスト標準等の標準化）を行い、基幹業務である財務、税務会計のシステムインフラの構築の維持向上を行います。

財務会計

システム：平成25年4月～平成26年10月にかけて、特殊法人、経営計画等の開発予定しております。また、これまでに開発をした財務会計システム（会計事務所、顧問先情報の設定、財務入力、仕訳表示、帳票印刷及び決算処理、給与計算、社会保険算定）の機能の追加、使い勝手の改善、不具合の修正を行う予定であります。

税務会計

システム：平成25年4月～平成26年10月にかけて、積み残しになっている資産税申告システム（相続税申告書、贈与税申告書及び財産評価）の開発を行います。また、これまでに開発をした税務会計システム（消費税申告書、法人税申告書、減価償却、勘定科目内訳書、事業概況説明書、税務代理書面、電子申告、所得税申告書、青色申告決算書、収支内訳計算書）に関して、税制改正等に対応するため、併行してシステム開発を行います。

付帯システム：平成25年4月～平成26年10月にかけて、会計事務所が使用する報酬管理、工数管理等の開発を予定しております。

（注）SaaS技術（Software as a Serviceの略）とは、クラウドコンピューティングの仕組みを使って、インターネット経由でソフトウェアを提供するサービスのことであり、「クラウドコンピューティング」とは、ユーザーが遠隔地のデータセンターにあるソフトウェアをインターネット経由で利用して処理するコンピュータ技術のことであります。

資金確保に当たっては、(1) 平成23年3月度より有料によるシステムのサービスインが開始されましたが、予定された全ての開発が完了していない為、売上の予測は難しく、債務超過の財務内容での金融機関からの資金調達が困難であること(2) 過去33回の第三者割当増資は、出資会員及び出資会員の会員事務所職員で、当社の資金調達目的についてご理解をいただき、引受けの意思の確認をさせていただいた職員等選定しておりましたが、直近（平成25年5月1日）の第三者割当増資後今回の第三者割当増資までの期間が短いため、十分な新規出資会員の確保ができなかったこと等を勘案し、これらに要する資金につきましては、当社取締役会は、第三者割当によるA種優先株式の発行により調達することを決定致しました。

また、本第三者割当増資により発行する本A種優先株式15,000株（議決権の数は15,000個）に、本臨時報告書の提出日前6か月以内に行われた第三者割当増資（平成25年3月、60個、同年5月、3,966個）により割り当てられた株式に係る議決権の数（当社普通株式4,026株に係る議決権4,026個、以下「加算議決権数」といいます。）を加えた数を、平成25年5月1日現在の当社の総株主の議決権数（17,896個）から加算議決権数4,026個控除した数（13,870個）で除した割合は、137.174%となります。これは、本新株式の発行が、最近日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株式の発行であることを示しております。

しかしながら、当社取締役会は、今回の資金調達は、現在開発を進めているシステムの完成に向けて必要不可欠なものであり、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、当社の事業基盤の安定、事業の成功のための合理的な規模での発行であると考えております。

当社が会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒に再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されたことから、趣旨にも沿っており、以上の判断は既存の株主価値を毀損するものではないと判断致しました。

b. 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

このような状況の中、当社取締役会は開発外注費資金の確保に当たって、(1) 平成23年3月度より有料によるシステムのサービスインが開始されましたが、予定された全ての開発が完了していない為、売上の予測は難しく、債務超過の財務内容での金融機関からの資金調達が困難であること(2) 過去33回の第三者割当増資は、出資会員及び出資会員の会員事務所職員で、当社の資金調達目的についてご理解をいただき、引受けの意思の確認をさせていただいた職員等を割当予定先として選定しておりましたが、直近（平成25年5月1日）の第三者割当増資後今回の第三者割当増資までの期間が短いため、十分な新規出資会員の確保ができなかったこと等を勘案し、これらに要する資金について、大規模な第三者割当による本A種優先株式の発行により調達することを平成25年6月10日、承認致しました。

また、平成25年6月10日開催 臨時株主総会にて、特別決議による承認を得ております。

上記に至った取締役会の判断の妥当性について、当社から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。具体的には、光樹法律会計事務所 当社顧問弁護士の森利明氏より意見入手致しました。また、当社と森氏との間には、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（いずれも、平成18年10月17日企業会計基準委員会）により、開示すべき取引関係はありません。したがって、当社と森氏との間には一定の独立性が確保されているものと判断しております。なお、森氏からは、本第三者割当増資について、希薄化率、発行価格、割当先の選定及び資金用途などを総合的に検討して頂いた結果、平成23年3月度より有料によるシステムのサービスインが開始されたが、予定された全ての開発が完了していない為、売上の予測は難しく、債務超過の財務内容

での金融機関からの資金調達が困難であること 平成25年3月29日開催 臨時株主総会にて、1株につき金25,000円で発行することを特別決議による承認を得ていること 計画どおりにシステム開発を進めることが会員のニーズに合致していること 当社が会計事務所のベストなシステムを会計事務所と一緒にあって再構築し、システムサービスを提供することを目的に設立されたこと、などから本第三者割当増資の必要性及び相当性には問題がなく、取締役会の判断は妥当であるとの意見を入手しております。

(12) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(13) その他参考になる事項

該当事項はありません。

16. その他の事項

(1) 本臨時報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 563,075,000円
発行済株式総数 普通株式 17,896株

(2) 本A種優先株式の発行は、平成25年6月10日開催の臨時株主総会において、本A種優先株式の発行に必要な定款変更議案及び第三者割当による募集株式（A種優先株式）の発行に係る議案が、特別決議による承認を得ております。

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 自 平成24年 2月 1日 (第 4 期) 至 平成25年 1月31日	平成25年4月26日 関東財務局長に提出
---------	---	-------------------------

なお、上記種類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月26日

アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社

取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大平 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアカウントティング・ソース・ジャパン株式会社の平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アカウントティング・ソース・ジャパン株式会社の平成25年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載のとおり、会社は、創業以来、4期継続して営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、債務超過の状態が継続しており、また、システム開発に必要な資金が不足する可能性も生じている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年2月27日、同年3月29日を払込期日とする第7回、第8回無担保社債（少人数私募）を発行している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年3月27日を払込期日として、第三者割当増資による新株式の発行を実施している。
4. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年3月29日において、同年4月30日を払込期日とする第三者割当増資による新株式の発行について取締役の決議がなされている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。